

## 「金沢区樹林地安全管理・育成業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「金沢区樹林地安全管理・育成業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項をこの実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 参加者の概要
- (2) 業務実施体制
- (3) 配置予定現場責任者・担当技術者の概要
- (4) 樹林地安全管理計画
- (5) 樹林地育成計画
- (6) その他の提案

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務体制
  - (2) 業務実績
  - (3) 業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 第1次評価として書類選考を実施し、4者を選定する。ただし、第1次評価で、評価項目のうちすべての委員が最低評価を付けた項目が1項目以上あった候補者は、第2次評価には進めないものとする(評価項目「企業の実績」、「現場責任者・担当実績者の実績」及び「地域貢献度」についてはこの限りではない)。
- 4 第2次評価としてヒアリングを実施する。
- 5 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。ただし、同点の場合は、第1次評価、第2次評価とも評価委員会にて採択を行い、当該業務に最も適した者を特定する。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

- (2) 提案書の評価
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

- 委員長 みどり環境局戦略企画部長
- 副委員長 みどり環境局環境活動事業課森づくり・緑化担当課長
- 委員 みどり環境局公園緑地部長
- 委員 みどり環境局公園緑地事業課緑地保全担当課長
- 委員 みどり環境局南部公園緑地事務所長
- 委員 みどり環境局北部公園緑地事務所長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果をみどり環境局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

6 評価委員会は非公開とする。

#### (評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

#### (提案資格確認の通知)

第7条 選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### (評価結果の通知)

第8条 特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求められることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日後の午後5時まで提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土曜・日曜・祭日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

#### 附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。